

諸 規 程 台 帳

		分 類
制定番号	相商工要綱 第54号	
題名	相模原商工会議所ニュースチラシ同封サービス事業実施要綱	
公布年月日	平成18年7月1日	
起案者名		
制定改廃決裁権	会頭	
	内 容	
H19. 4. 1	第6条に関わる料金規定の改正、及び各条項の一部を改める。	
H19. 5. 1	第1号様式（第9条関係）を改める。	
H21. 4. 1	第6条に関わる料金規定の改正、及び第1号様式（第9条関係）を改める。	
H22. 4. 1	題名、第1条、第2条、第6条及び第7条を一部改正し第6条関係並びに第1号様式を一部改める（広報誌の名称変更により）	
H26. 4. 1	第6条（別表）料金規定を改める。	
h27. 4. 1	第2条（事業の利用対象者及び遵守事項）を一部改める。	
(その他)		

## さがみはら商工会議所会報チラシ同封サービス事業実施要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、さがみはら商工会議所会報（以下「会議所会報」という。）に相模原商工会議所会員企業（以下「会員企業」という。）の販売促進のためのチラシ広告類（以下「チラシ類」という。）を同封することにより、会員企業の経営発展に資することを目的とする。

### (事業の利用対象者及び遵守事項)

第2条 本事業は、会員企業のチラシ類を会議所会報に同封するものであり、相模原商工会議所（以下「当所」という。）の会員以外の利用は、原則として認めない。ただし、他の商工会議所と相互利用に関わる協定書等を締結した場合は、この限りでない。

2 本事業は、同封するチラシ類、または、作成責任を有する企業等に対して与信を与えるものではない。

3 本事業の利用者（以下「利用者」という）は下記事項を遵守しなければならない。

- (1) 公序良俗に反しないこと。
- (2) 関係法規に違反しないこと。
- (3) 誤解を与える恐れがないこと。
- (4) 他の会員、消費者に不当な不利益を与える恐れがないこと。
- (5) 政治・宗教に関連する内容でないこと。
- (6) 利用者は、その利用申請について当所の所内決裁結果に従わなければならない。
- (7) その他、本事業運用上不適当と認められないこと。

### (利用の不許可及び繰延べ)

第3条 本事業の利用を希望する者が前条に反する場合、または、その他の理由により不適当と認められる場合は本事業の利用を許可しない。

2 利用者の都合によりその実施月を繰延べることが出来るが、繰延べる期間は原則、1ヶ月とする。

### (チラシ類の内容に関する責任)

第4条 チラシ類の内容に関する責任は、一切利用者に帰属する。

### (事業利用に関するトラブルの対応)

第5条 本事業利用に関する手続き上のトラブルは、当所及び利用者双方が誠意をもって対応する。なお、利用者が当該事業利用により生じた取引上のトラブル等については、当所は一切の責任を負わない。

(事業の利用料金等)

第6条 本事業利用料金については別添料金規定に定める料金体系とし、チラシ類を会議所会報に同封する月の前月末日までに納入する。

- 2 料金契約を結んだ場合、原則、途中で契約を破棄することはできない。
- 3 同条に定める利用料の他に、別途、消費税率を乗じた金額を徴収する。
- 4 前項の徴収額に10円未満の端数が生じた場合は、10円未満を切り捨てるものとする。

(チラシ類の大きさ)

第7条 会議所会報に同封するチラシ類は、原則として、A4版のチラシ1枚、または、A3版1枚とする。ただし、A3版の場合はA4版の大きさに折りたたみ、納品しなければならない。

(チラシ類の納品部数と納品日)

第8条 チラシ類は、利用者各自で会員相当数を用意し、発刊月の前月末日までに当所に納品しなければならない。なお、残部は原則として返却しない。

(事業利用申請方法)

第9条 本事業の利用を申請する者は、別添利用申込書(第1号様式)に必要事項を記載・押印し、発刊月(初回)の前月10日までに、折込み印刷物のサンプル(または原稿)とともに、担当課へ郵送、または、直接持参する。

- 2 当所は本事業利用申込書及び折込み印刷物のサンプル(または原稿)を直接受領した日を以って正式受領日とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に協議し、決定する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(第6条関係)

さがみはら商工会議所会報チラシ同封サービス事業料金規定

1. 1カ月契約割引なし

種類	大きさ	料金(税抜)
チラシ広告	A4版	47,500円
	A4版2つ折	76,000円

2. 3ヶ月契約(通常料金から5%割引)

種類	大きさ	料金(税抜)	※参考(1ヶ月)
チラシ広告	A4版	135,300円	45,125円
	A4版2つ折	216,600円	72,200円

3. 6ヶ月契約(通常料金から10%割引)

種類	大きさ	料金(税抜)	※参考(1ヶ月)
チラシ広告	A4版	256,500円	42,750円
	A4版2つ折	410,400円	68,400円

4. 年間(12ヶ月継続)契約(通常料金から20%割引)

種類	大きさ	料金(税抜)	※参考(1ヶ月)
チラシ広告	A4版	456,000円	38,000円
	A3版2つ折	729,600円	60,800円

(※上記2及び3の契約の場合、利用月が連続していなくても構わない。)

※当所主催事業もしくは後援等として利用する場合は、下記料金のおり50%減免とする。

大きさ	料金(税抜)
A4版	23,750円
A4版2つ折	38,000円

※上記料金他に、別途消費税を乗じた金額を徴収する。

第1号様式（第9条関係）

さがみはら商工会議所会報チラシ同封サービス利用申込書

申込書記入欄

申込年月日	平成 年 月 日
-------	----------

さがみはら商工会議所会報について

- ・体裁 A4版 16ページ
- ・発行日 毎月1回10日発行
- ・配送部数 約4700部
- ・配布先 当所会員他

事業所名		代表者名	⑩
所在地	〒		
電話番号		FAX番号	
業種		担当者名	
希望発行月 折込種別	( ) 月号 A4 ( ) ・ A3・2つ折 ( )		
割引料金 適用希望等	割引料金適用希望 *該当する項目に○印を付け予定月をご記入ください 12ヶ月継続（20%割引）〔 月 ～ 月〕 6ヶ月継続（10%割引）〔 月 ～ 月〕 3ヶ月継続（5%割引）〔 月・ 月・ 月〕		

\*本申込書をコピーの上1部ずつ双方で保管

【問合せ先】相模原商工会議所 総務課

Tel 042-753-8131 Fax 042-753-7637